

覚 書

本試験名：例) ○○研究所において実施する薬剤耐性菌パネル No.○○を用いた新規抗菌薬の開発

本菌株：JARBB パネル

合計 ○株（別紙とおり）

標記の件に関して、国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター（以下「甲」という）と、AA 大学 ○○○（以下「乙」という）は、下記事項に関して覚書（覚書番号：NIID-AMR-xxxx）を締結する。

記

- 乙は、甲が岐阜大学 微生物遺伝資源保存センター(以下 GCMR)に寄託した本菌株を GCMR の分譲手続きに則って提供を受けるものとする。
- 乙は、本菌株等の引渡し、維持、管理及び廃棄その他必要な費用を負担するものとする。
- 本菌株と本菌株から抽出されたゲノム DNA を含む一切の派生物に関する所有権は甲に帰属するものとし、本提供による分与によって乙に所有権は移転しない。
- 乙は本菌株および本菌株からの派生物を そのバイオセーフティレベルに基づき、必要に応じて GCMR との分譲手続きにおいて申告する菌株使用のための施設基準を満たす場所でのみ使用するものとし、甲の事前文書による承諾なく第三者（共同研究先や外部機関を含む）に提供、譲渡又は貸与、もしくは開示してはならない。
- 乙は、本試験の発展により本菌株を本試験以外の目的に使用する際には、甲と共同研究契約を締結した上で使用する。
- 乙による本試験の結果得られた発明、考案、意匠、ノウハウ及び実証試験データ等一切の技術的成果、並びにこれに基づく知的財産権（その取得権を含む。）は、すべて乙に帰属する。

7. 乙は、本菌株が欠陥、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、甲が乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をせず、且つ甲はいかなる損害賠償義務も負わないことを承認する。
8. 乙は、本菌株を用いた研究が途中であっても甲から要求があった場合には、機密性の保持及び安全性の確保に十分配慮した方法で、甲から提供された本菌株の残余分を破棄しなければならない。
9. 乙は本菌株を用いた研究及び成果を公表するときには、Materials and Methods や謝辞等に、本菌株が甲から文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクト病原細菌を介して提供されたことを明示する。〔英文例：XXX(病原体名・株番号等) was provided by JARBB, AMR-RC, NIID, JIHS through the National Bio Resource Project (Pathogenic Bacteria) of MEXT, Japan〕 また、乙はその発表の情報を甲へ送付する。甲は、その発表および成果の情報を公開できる。
10. 本覚書の有効期限は、締結日から最長 5 年間とする。ただし、甲乙協議の上、本覚書の有効期限を延長または短縮できるものとする。なお、本覚書の失効後も、上記 3 から 9 の事項は、当該事項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。また、本覚書もしくは分与様式 1 病原体等分与申請書に記載した事項に変更等が生じた場合（例：使用者の異動、使用場所等の変更、菌株やその派生物を公的データベースに登録する場合など）はただちに乙は甲に申し出ること。
11. 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、本覚書の趣旨に鑑み、両者誠意を持って協議のうえ、その取扱いを定める。

以上、本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙各自署もしくは押印の上、各 1 通を保管する。

2026 年 月 日

(甲) 住 所 東京都東村山市青葉町 4-2-1

事業所名 国立健康危機管理研究機構

国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター

代表者名 センター長 (名前は自署サイン)

(乙) 住 所

事業所名

代表者名